

理由

人権擁護委員を取り巻く諸情勢の変化に鑑み、その活動の一層の活性化を図るため、その委嘱の手續につき職務を行うのに必要な知識経験を有する人権擁護委員を確保するための特例を設ける等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。